

資料2. 対象業種一覧

業種名	概要	備考
1 金属鉱業	金属鉱の掘採を行う事業所及び金属鉱の選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される業種	
2 原油・天然ガス鉱業	原油・天然ガスなどの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス(LPG)、圧縮ガスを生産する事業所が分類される業種	
3 製造業		
a 食料品製造業	次のいずれかの製造を行う事業所が分類される業種 1:畜産食料品、水産食料品などの製造 2:野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造 3:調味料、糖類、動植物油脂などの製造 4:精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造 5:パン、菓子、麺類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、惣菜などの製造	販売を主とする事業所が販売に直接付随する行為として、その取り扱い商品に簡単な処理を施す場合は、卸売・小売業、飲食店に分類される。
b 飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ(葉たばこ含)、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される業種	食料品を製造する事業所は食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤等を製造する事業所は化学工業に分類される。
c 繊維工業	次のいずれかを製造する事業所が分類される業種 1:製糸、紡績糸、ねん糸、綱などの製造 2:織物、ニット、レース、組ひも、網などの製造 3:糸、織物、ニット、繊維雑品、綿状繊維などの精練、漂白、染色及び整理 4:製綿、フェルトなどの製造 5:麻製織、整毛などの紡織半製品の製造及びその他の繊維処理	ガラスウール、ロックウール等の紡織を行う事業所は、窯業・土石製品製造業に分類される。
d 衣服・その他の繊維製品工業	購入した織物、ニット生地、フェルト地、レース地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及びその他の繊維製品を製造する事業所が分類される業種	個人の注文により衣服あるいは衣装用品を作る洋服店または洋裁店については、材料が店もちの場合は卸売・小売業、飲食店に、個人もちの場合はサービス業に分類される。
e 木材・木製品工業	製材及び単板(ベニヤ板)、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される業種	建設工事現場で建設工事の一部として行なう木製品の製造、木材による修繕・改装などを行う事業所は建設業に、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は卸売・小売業、飲食店に分類される。
f 家具・装備品工業	家庭用及び事務用家具(和式、洋式を含む)、宗教用具、戸、障子、襖、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される業種	家具類の改造・修理等を行う事業所はサービス業に分類される。
g パルプ・紙・紙加工品製造業	木材、その他の植物原料または古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、またはこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される業種	抄紙紙織物の製造は繊維工業に、研磨紙の製造は窯業・土石製品製造業に、写真感光紙の製造は化学工業に分類される。
h 出版・印刷・同関連産業	出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される業種	
3 i 化学工業	化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、または最終処理を行う事業所のうち他に特掲されないものが分類される業種	購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない場合は卸売・小売業、飲食店に分類される。

業種名	概要	備考
j 石油製品・石炭製品製造業	石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所が分類される業種	
k プラスチック製品製造業	プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機(成形器)により成形された成形製品を製造する事業所、及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和(短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等)を行う事業所及び再製プラスチックを製造する事業所が分類される業種	プラスチック製家具の製造は家具・装備品製造業に、プラスチック(ユリア樹脂、メラミン樹脂等)・合成樹脂系接着剤の製造は化学工業に、プラスチック製履物・同附属品の製造はゴム製品製造業に、プラスチック製かばん・袋物の製造はなめし革・同製品・毛皮製造業に、プラスチック製歯車の製造は一般機械器具製造業に、プラスチック製計量器の製造は精密機械器具製造業に、プラスチック製楽器・玩具・人形、プラスチック製事務用品・装身具・装飾品・ボタン、プラスチック製モデル・模型・パレット(運搬用)の製造はその他の製造業にそれぞれ分類される。
l ゴム製品製造業	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品(タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更正タイヤ、再生ゴム、その他ゴム製品等)を製造する事業所が分類される業種	系ゴム入りの繊維製品の製造は繊維工業に、他から受け入れたゴム引布からのゴム引布製衣服及び縫製品の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、合成ゴムの製造は化学工業に分類される。
m なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所及びかばん、袋物の製造を行う事業所が分類される業種	なめし革製及び毛皮製衣服の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、運動用具及び玩具の製造はその他の製造業に分類される。
n 窯業・土石製品製造業	板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、珪瑯鉄器、研磨材料、骨材、石膏製品、石炭及び石綿製品などを製造する事業所が分類される業種	
o 鉄鋼業	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の铸造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される業種	
p 非鉄金属製造業	鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金属の精錬及び生成を行う事業所、非鉄金属の合金製品、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の铸造、その他の基礎製品を製造する事業所(電線、ケーブル等製造及び核燃料製造含)が分類される業種	
q 金属製品製造業	ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種金属製品を製造する事業所が分類される業種	金属製家具の製造は家具・装身具製造業に、宝石加工及び貴金属製品の製造はその他の製造業に分類される。

業種名	概要	備考
3	r 一般機械器具製造業 s 電気機械器具製造業 t 輸送用機械器具製造業 u 精密機械器具製造業 v 武器製造業 w その他の製造業	電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される業種 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所(民生用電気機械器具を含む)が分類される業種 輸送用機械器具を製造する事業所(自動車、船舶、航空機、鉄道車輛及びその他の輸送機械器具等)が分類される業種 計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、工学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計等を製造する事業所が分類される業種 銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車輛等を製造する事業所が分類される業種 aからvのいずれにも分類されない製品を製造する事業所(貴金属、楽器、玩具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、ボタン、漆器等)が分類される業種 電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業に、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される。 電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される。
4 電気業	一般の需要に応じ電気を供給する事業所またはこれに電気を供給する事業所が分類される業種	
5 ガス業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガスまたはこれらの混合ガスを導管により供給する事業所が分類される業種	天然ガスの採取を行う事業所は鉱業に分類される。
6 熱供給業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギーまたは蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される業種	
7 下水道業	公共下水道、流域下水道または都市下水路により汚水・雨水の排除または処理を行う事業所が分類される業種	じんかい・汚物等の処理、産業用下水道の洗浄はサービス業に分類される。
8 鉄道業	鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される業種	鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。
9 倉庫業(倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	普通倉庫業、冷蔵倉庫業(及び水面木材倉庫業)を営む事業所が分類される業種(例:寄託を受けた物品を倉庫に保管する営業行為)	自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。また、物品の一時預所、保護預りのための施設及び運送、運送取扱い又は運送代弁の為の施設として使用するものは、倉庫業には含まれない。 法においては、農作物の保管又は貯蔵タンクにより気体又は液体の貯蔵を行う事業所のみが対象となる。 倉庫業に関する問い合わせ先 国土交通省総合政策局物流政策課 物流産業室 電話番号:03-5253-8111(代表)
10 石油卸売業	石油類を卸売する事業所が分類される業種	ガソリン・LPGスタンド、給油所は燃料小売業に分類される。

業種名	概要	備考
11 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所が分類される業種	法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外す事業所のみが対象となる。
12 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)	自動車及び自動車の部品、及び付属品を卸売する事業所(二輪自動車含)が分類される業種	法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収する事業所のみが対象となる。
13 燃料小売業	計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及びLPGを小売する事業所ならびに灯油、プロパンガス、石炭、薪などの燃料を小売する事業所が分類される業種	
14 洗濯業	以下の事業所が該当する 1:衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所 2:洗濯物の受取及び引渡を行う事業所 3:繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所が分類される業種	
15 写真業	肖像撮影、フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所並びにこれらを広告、出版及びその他の業務的使用者のために行う事業所が分類される業種	
16 自動車整備業	自動車の整備修理を行う事業所が分類される業種	
17 機械修理業	一般機械、電気機械器具、建設機械及び鉋山機械の整備、修理を行う事業所が分類される業種	修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所は、製造業又は卸売・小売業、飲食店に分類される。
18 商品検査業	各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所(非破壊検査法によるものは含まれない)が分類される業種	
19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	以下の事業所が分類される業種 1:主として委託を受け、貨物の積み下ろしまたは入出庫に際して長さ、質量、面積、体積、熱量等を計量し、その結果の証明を行う事業所 2:主として委託を受け、環境の状態に関し濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能等を計量し、その結果の証明を行う事業所 3:主として委託を受け、1、2以外の物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明を行う事業所	法においては、一般計量証明業を除くものが対象となる。

業種名	概要	備考
20 一般廃棄物処理業 (ごみ処分量に限る。)	主として収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く)を処分する事業所が分類される業種	以下の廃棄物を処分する事業所が含まれるが、当該産業から生じた以下の廃棄物を処分する事業所は「21 産業廃棄物処分量」に含まれる。1:畜産農家以外から生じた動物の糞尿及び死体 2:パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞紙巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業の各産業以外から生じた紙くず 3:建設業(工作物の除去に伴い木屑を生じさせるものに限る)、木材・木製品製造業(家具製造業含)、パルプ製造業、輸入木材卸売業の各産業以外から生じた木屑 4:繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)以外から生じた繊維くず 5:食料品・医薬品・香料製造業以外から生じた動植物性残渣 また、法においては、一般廃棄物処理業のうち、以下の業種は含まれない。 1:し尿収集運搬業 2:し尿処分量 3:浄化槽清掃業 4:浄化槽保守点検業 5:ごみ収集運搬業 6:清掃事務所
21 産業廃棄物処分量	主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く)を処分する事業所が分類される業種	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「20 一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)」の備考に示した廃棄物を処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業以外から生じたこれらの廃棄物を処分する事業所は、「一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)」に含まれる また、法においては、以下の産業廃棄物業は含まれない 1: 産業廃棄物収集運搬業 2:特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分量	主として特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるもの(廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石棉等))を処分する事業所が分類される業種	放射性廃棄物処理業は除く。
22 医療業	医師又は歯科医師等が患者に対して医業または医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される業種	滅菌代行業も含まれる。
23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係わるものを除く。)	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする学校、並びに職業または实际生活に必要な能力を育成することを目的とする学校(大学、短期大学、高等専門学校等)が分類される業種	専門学校、専修学校を除く。 法においては、付属施設を含むものとし、人文科学のみに係わるものは除く。
24 自然科学研究所	地震研究、ふく射線研究、有機合成化学研究等を行う理学研究所、工業技術試験所、機械技術研究所、工業研究所等の工学研究所、農業、林業、漁業に関する研究所、試験場が分類される業種	診断・治療上の必要からあるいは食品衛生・予防衛生・栄養生理・医薬品等に関し、依頼に応じて試験・検査・検定等を行うことを業務の一環としている施設も含まれる。

※ 平成20年11月の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正により、平成22年度から医療業が対象業種へ追加された。